

償却資産の申告について

注意事項

掛川市資産税課家屋係 電話：0537-21-1137

固定資産税は、所有する固定資産（土地・家屋・償却資産）に対し、課される税金です。固定資産の所有者は、土地・家屋以外の事業用資産（償却資産）について、その資産の存する市町村へ申告することが法律で義務付けられています。（地方税法第 383 条）

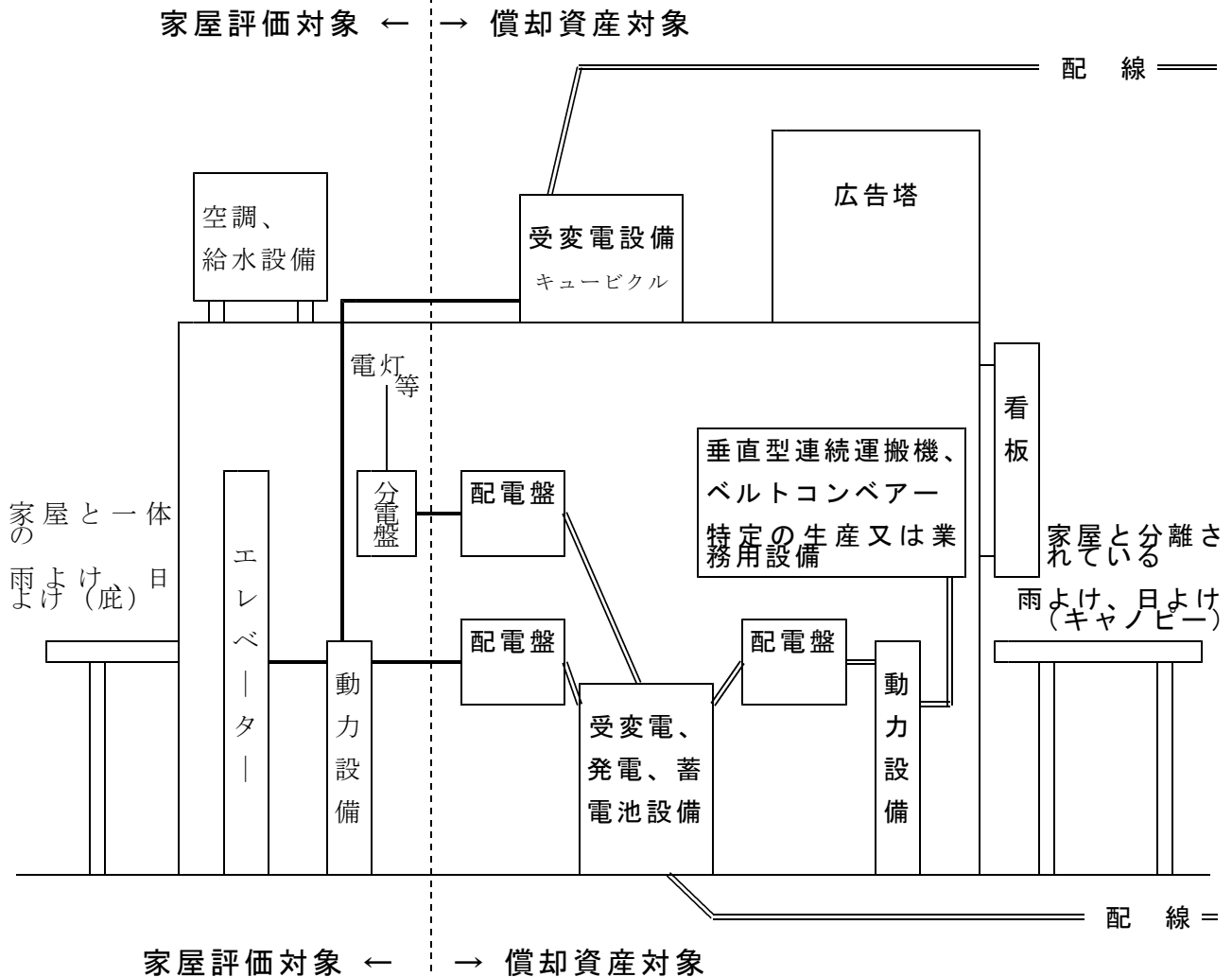
償却資産を所有されている方は、毎年、賦課期日である 1 月 1 日現在に所有する資産について、1 月 31 日までに申告してください。

申告の際には、次の 3 点についてご注意ください。

1 「家屋」と「償却資産」の区分にご注意ください

建築設備は、固定資産税の取扱い上、次のように償却資産と家屋とに区分して課税されます。（区分図、区分表 参照）

【家屋と償却資産の区分図】



【家屋と償却資産の区分表】

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
発電設備	自家用発電設備、受変電設備、蓄電池設備	
動力用配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外のもの
電話設備	電話機、交換機等の装置・器具類	配線
消火装置	消火栓設備のホース・ノズル・消火器	消火栓設備、スプリンクラー
中央監視制御装置	制御装置（配線を含む）	
ガス設備、給排水設備	特定の生産又は業務用設備（配管を含む）、屋外設備	左記以外の設備
冷暖房装置	ルームエアコンディショナー	家屋と一体となっている設備
厨房設備、洗濯設備	サービス設備（百貨店、飲食店、旅館、病院等）	サービス設備以外の設備
運搬設備	工場用ベルトコンベアー、垂直型連続運搬装置	エレベーター、リフト、エスカレーター設備
簡易間仕切	つuitate程度のもの	容易に取り外せないもの

(注) 一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

2 国税の取扱いとの違いにご注意ください

法人税・所得税の取扱いと固定資産税の取扱いで異なる部分があります。（下表参照）

【国税と償却資産の区分表】

項目	償却資産（固定資産税）	国 税
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	旧定率法	選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
評価額の最低限度	取得価額の5%	1円
一括償却 （取得価額が20万円未満）	損金算入したものは課税対象外	認められます
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入	認められません	認められます

3 家屋評価されていない建物にご注意ください

土地に定着性のない簡易な物置などは、家屋評価の対象外です。家屋として評価されていない建物は、償却資産の申告の対象です。

所有されている家屋が評価されているかご不明の場合はお問合せください。

お問合せ先： 〒436-8650 掛川市長谷一丁目1番地の1
掛川市総務部資産税課家屋係（償却資産担当）
電話 0537-21-1137（直通）